

## 公益社団法人滋賀県看護協会 選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款細則第20条の規定に基づき、役員及び推薦委員並びに日本看護協会代議員及び予備代議員（以下「役員等」という。）の選挙に関し必要な事項を定める。

(選挙期日)

第2条 役員等の選挙は、総会において行う。

(選挙権者)

第3条 選挙権者は、正会員とする。

(被選挙権者)

第4条 被選挙権者は、次の者とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた者

(選挙事務の管理)

第5条 この規程における役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は総会における議長の指揮下に入る。

(出席正会員数の確認)

第6条 議長は選挙開始の宣言に先立ち、出席正会員及び議決権の数を確認しなければならない。確認後の正会員の入退席は禁止する。ただし、申し出により退席する場合はこの限りでない。

(選挙管理委員の選出)

第7条 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は7名以内とし、正会員のうちから会長が推薦し、議長が指名する。

(選挙管理委員の任期)

第8条 選挙管理委員の任期は、選出された通常総会終了の翌日から次年度通常総会終了の日までとする。

(委員長)

第9条 選挙管理委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選によって決する。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(選挙管理委員会の任務)

第10条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は、次の事務を行うものとする。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補の届出の受理
- (3) 推薦委員会からの推薦候補者名簿の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 候補者別得票数の確定
- (7) 選挙結果の総会議長への報告
- (8) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項

(選挙の公示)

第11条 選挙管理委員会は、選挙の4か月前までに、次の事項を正会員に公示するものとする。

- (1) 選挙する役職名及び改選数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補の届出期間
- (4) その他必要と認めた事項

(選挙管理委員の資格喪失)

第12条 選挙管理委員が役員等の候補者となったときは、選挙管理委員の資格を喪失する。

(立候補の届出)

第13条 役員等に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受け、第11条により公示された届出期間内に、立候補届出書（別紙様式1）を選挙管理委員会に提出しなければならない。

ない。

2 前項の候補者のうち、地区理事の候補者は、当該地区支部に属する正会員でなければならない。

(候補者の推薦)

第14条 推薦委員会は、候補者を推薦するときは、被推薦者の承諾を得た後、候補者推薦届(別紙様式2)及び推薦名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(候補者の公示)

第15条 選挙管理委員会は、定款細則第16条第3項の規定に基づき、立候補者及び推薦委員会が推薦した候補者の氏名、年齢、勤務先、本会活動歴等について、総会の2週間前までに会員に公示しなければならない。

(選挙の方法)

第16条 選挙は、投票用紙による投票の方法により総会会場において行う。

(投票の方法)

第17条 投票用紙は、選挙管理委員会の管理の下に、選挙管理委員の指示を受けた者が配布する。

2 投票は、正会員1名につき1票とし、無記名式とする。

3 投票用紙には、役員等の種類、選挙の定数、候補者の氏名をあらかじめ記載し、当該氏名ごとに指定の記号を付すための空欄を設ける。

4 正会員は、定款細則第18条の規定に基づき当該選挙の候補者の中から役員等を選び、それぞれの改選数ごとに指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

(投票箱の管理)

第18条 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の正会員に確認させるとともに投票を監視する。

2 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管する。

(選挙の成立)

第19条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(無効投票)

第20条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙以外の用紙を使用したもの

(2) 指定の記号以外の記号で記載したもの

(3) 改選数を超過して記号を記載したもの

(無効投票がある場合の他の投票の効力)

第21条 定数を超えない記号を記載した連記投票において、前条第2号により無効とされた記号による投票と指定の記号による投票が混在するときは、指定の記号による投票に限り有効とする。

2 指定の記号を記載した連記投票で、記号の数が定数に満たない投票は、有効とする。

(開票)

第22条 選挙管理委員会は、次により開票を行う。

(1) 開票に先立ち、開票場には委員長の許可のある者以外の立ち入りを禁止する。

(2) 投票総数を確認する。

(3) 有効投票と無効投票の分類を行う。

(4) 役員等の種類ごとに投票の集計を行う。

(5) 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるよう取りまとめる。

2 委員長は、集計結果を一覧にして議長に提出する。

(当選人)

第23条 出席正会員及び議決の数の過半数の賛成を得た者の中から役員等の種類ごとに得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを決定する。

2 議長は、選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、速やかに会長及び議場における会員に報告しなければならない。

(選挙録)

第24条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作成しなければならない。

(当選者の公示)

第25条 選挙管理委員会は、当選者について会員に公示しなければならない。

(適用除外)

第26条 この規程は、会員外から選任する監事には適用しない。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、平成25年3月16日理事会で承認、同年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日の前日までに公示された選挙で、選挙の期日がこの規程の施行日以降となるときは、この規程の施行日前の処理についてもこの規程により行われたものとみなす。
3. 第8条に規定する選挙管理委員の任期の終期は、この規程の施行日の前日に選挙管理委員の職にある者についても適用する。
4. この規程は、平成25年5月25日総会前の理事会で承認、同日総会から施行する。
5. この規程は、平成25年5月25日総会休憩中の理事会で承認、同日総会から施行する。

第1号様式（第13条関係）

## 公益社団法人滋賀県看護協会役員等立候補届書

年 月 日

公益社団法人滋賀県看護協会  
選挙管理委員会委員長 様

立候補する役職名			
(ふりがな) 氏 名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日 年齢 ( )
会 員 番 号		職 種	保 助 看 准看
勤 務 先 (所属部署)	〒 - TEL		
自 宅	〒 - TEL		
会 員 歴	滋賀県看護協会会員歴 年		
協 会 活 動 歴			
抱 負			

## 【推薦人】

番号	推薦人氏名	勤務先（所属部署）	滋賀県看護協会会員番号
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

第2号様式（第14条関係）

## 公益社団法人滋賀県看護協会役員等候補者推薦届

年 月 日

公益社団法人滋賀県看護協会  
選挙管理委員会委員長 様公益社団法人滋賀県看護協会  
推薦委員会委員長

印

## 【推薦候補者】

役員等の種類				
(ふりがな) 氏 名		承諾印	生年月日	昭和・平成 年 月 日 年齢 ( )
会 員 番 号			職 種	保 助 看 准看
勤 務 先 (所 属)	〒 - TEL			
自 宅	〒 - TEL			
会 員 歴	滋賀県看護協会会員歴 年			
協 会 活 動 歴				
抱 負				

\*本届は、推薦委員会委員長署名捺印欄を除き被推薦者本人が記入すること。